

# 長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針

平成25年6月25日 25建企 第199号  
最終改正 平成27年3月17日 26建企 第581号

本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（担い手育成型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（担い手育成型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

## 1 一般的事項

（1）総合評価落札方式（担い手育成型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。

また、総合評価落札方式（担い手育成型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事を読み替えるものとし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案は技術提案と読み替えるものとする。

（2）企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。

## 2 競争参加資格委員会による決定事項

（1）契約担任者は、総合評価落札方式（担い手育成型）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1-1号及び参考様式第1号「工事概要書」により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出するものとする。

（2）入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。

（3）委員長は、（2）の報告を受けた後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について意見を聴取しなければならない。

（4）委員長は、（3）による意見の提出を受けたときは、入札書等の提出期限後から開札直前までに契約担任者に様式4-1号により回答するものとする。なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。

## 3 評価基準

（1）評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。

（2）評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。

（3）評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。

（4）工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。